

平成28年6月定例会 県土整備委員会（事前）

平成28年6月6日（月）

[委員会の概要 県土整備部関係]

島田委員長

休憩前に引き続き、委員会を開きます。（13時08分）

これより、県土整備部関係の調査を行います。

この際、県土整備部関係の6月定例会提出予定議案等について理事者側から説明願うとともに、報告事項があれば、これを受けることにいたします。

【提出予定議案等】（資料①）

- 議案第1号 平成28年度徳島県一般会計補正予算（第1号）
- 議案第2号 平成28年度徳島県公用地公共用地取得事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第13号 徳島県県土整備関係手数料条例の一部改正について
- 議案第15号 神山国府線緊急地方道路整備工事阿野橋上部工の請負契約について
- 報告第1号 平成27年度徳島県継続費繰越計算書について
- 報告第2号 平成27年度徳島県繰越明許費繰越計算書について
- 報告第3号 平成27年度徳島県事故繰越し繰越計算書について
- 報告第9号 訴えの提起に係る専決処分報告について
- 報告第11号 損害賠償（道路事故）の額の決定及び和解に係る専決処分報告について

【報告事項】

- 平成28年度 入札・契約制度の改正及び運用の改善について（資料②）
- 平成27年度における県内建設業者の県工事の入札参加・受注状況について（資料③）

原県土整備部長

それでは、今議会に提出を予定いたしております県土整備部関係の案件につきまして、御説明申し上げます。

お手元の県土整備委員会説明資料の目次を御覧ください。

御審議いただきます案件は、まず、平成28年度6月補正一般会計・特別会計予算として、歳入歳出予算及び地方債でございます。

また、その他の議案等といたしまして、条例案、請負契約、平成27年度継続費繰越計算書、同じく繰越明許費繰越計算書、事故繰越し繰越計算書、及び専決処分報告でございます。

それでは、資料の1ページを御覧ください。

一般会計の歳入歳出予算総括表でございます。

表の下から3段目、計の欄を横に御覧ください。

左から3列目の補正額欄に記載しておりますとおり、今回、県土整備部合計で、4,736万9,000円の増額をお願いしております。

その右隣の計欄には、補正後の額を記載しておりますが、567億9,380万8,000円となっております。

また、補正額の財源につきましては、右の財源内訳に括弧書きで記載しております。

次に、2ページをお開きください。

特別会計につきましては、公用地公共用地取得事業特別会計で、表の最下段、左から3列目の補正額欄に記載のとおり、10億円の増額をお願いしております。

その右隣の計欄には、補正後の額を記載しておりますが、83億9,704万3,000円となっております。

また、補正額の財源につきましては、右の財源内訳欄に括弧書きで記載しております。

続いて、3ページから5ページにかけては、各課別の主要事項説明でございます。

まず、県土整備政策課でございますが、熊本地震の被災地支援のための職員派遣に要する経費として、736万9,000円の補正をお願いしております。

次に、4ページをお開きください。

用地対策課の特別会計でございます。

公用地公共用地取得事業特別会計におきまして、国土交通省が行う四国横断自動車道新直轄区間及び阿南安芸自動車道桑野・福井道路の整備促進を図るため、国から受託し、必要な用地を先行取得するための経費として、10億円の補正をお願いしております。

5ページを御覧ください。

住宅課でございますが、熊本地震の被災者に対する県営住宅の提供に要する経費のほか、熊本地震を教訓に、県民の助かる命を助けるため、耐震シェルターの設置支援制度の更なる制度拡充などに要する経費として、合計で、4,000万円の補正をお願いしております。

6ページをお開きください。地方債でございます。

アの追加といたしまして、公用地公共用地取得事業特別会計で9億5,100万円を限度額として、事業の財源に県債を充てることとしております。

次に、7ページを御覧ください。

このページからは、その他の議案等でございます。

まず、条例案でございますが、ア、徳島県県土整備関係手数料条例の一部を改正する条例案につきましては、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律が制定されたことに伴い、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査等の手数料を定めるものでございます。

8ページをお開きください。

(2) 請負契約でございます。

ア、神山国府線緊急地方道路整備工事阿野橋上部工に係る請負契約につきましては、一般競争入札により、資料に記載の共同企業体が落札しております。

次に、9ページを御覧ください。

（3）平成27年度継続費繰越計算書でございます。

出合大橋上部工架設事業につきましては、継続費により事業を進めておりますが、平成27年度継続費予算現額の計欄、9億円に対し、その三つ横の翌年度繰越額4億円が繰越額となったものでございます。

10ページをお開きください。

（4）平成27年度繰越明許費繰越計算書でございます。

平成28年2月定例会におきまして、繰越予定額の議決を頂いたところでございますが、その後も年度内の工事進捗に努め、それぞれお認めいただいた額の範囲内で繰越額が確定いたしました。

このページから14ページにかけては、一般会計における各課別の繰越明許費の状況を記載いたしております。

14ページをお開きください。

県土整備政策課ほか、10課の翌年度繰越額の合計額につきましては、合計欄にございませとおり、159億9,257万2,967円となっております。

15ページを御覧ください。

特別会計の繰越明許費でございます。

まず、公用地公共用地取得事業特別会計における繰越額は、表の中ほどの翌年度繰越額欄に記載のとおり、1億5,370万1,454円となっております。

また、流域下水道事業特別会計では、1億7,026万5,816円、港湾等整備事業特別会計では、1億7,692万円の繰越額となっております。

16ページをお開きください。

（5）平成27年度事故繰越し繰越計算書でございます。

一般会計で、表の中ほどの翌年度繰越額欄に記載のとおり、1課で、1億5,373万7,000円の繰越額となっております。

17ページを御覧ください。

特別会計では、流域下水道事業特別会計で、表の中ほどの翌年度繰越額欄に記載のとおり、1,200万円の繰越額となっております。

18ページをお開きください。

このページから19ページにかけては、

（6）専決処分の報告についてでございます。

まず、18ページは、訴えの提起に係る専決処分の報告について記載しております。

県営住宅の家屋等の明け渡し及び家賃、損害金の支払い請求に係る訴えの提起に関し5件、専決処分を行ったものでございます。

19ページを御覧ください。

道路事故の損害賠償額の決定と和解に係る専決処分の報告について記載しております。

美馬市地内の県道端山調子野線などで発生しました道路事故8件につきまして、それぞれ記載の賠償金額で和解が成立しましたので、専決処分を行ったものでございます。

以上で、提出を予定しております案件の説明を終わらせていただきます。

続きまして、2点、御報告させていただきます。

第1点目は平成28年度入札・契約制度の改正及び運用の改善についてでございます。

入札・契約制度につきましては、徳島県入札監視委員会・入札制度検討部会からの提言、県議会でのご論議を踏まえ、お手元にご配布の資料（その1）のとおり改正いたしました。

その主なものでございますが、1の、みんなが入りたい建設産業を目指しまして、についてであります。

最近の建設労働者の不足、特に若年労働者が減少し、高齢化が進行している状況を踏まえ、まず、ひとの回帰・育成といたしまして（1）技術者育成型総合評価の新設では、総合評価落札方式におきまして、現行の若手技術者に加え、女性技術者、及びU I Jターンの技術者の雇用を新たに評価することといたしました。

次に、ワーク・ライフ・バランスの推進といたしまして、（1）建設現場に配置する現場代理人・主任技術者の交代要件を緩和し、妊娠、出産、育児、介護の追加や（2）社会保険等未加入業者の一次下請禁止といたしまして、下請代金総額3,000万円以上の工事におきまして、雇用保険、健康保険、厚生年金保険の未加入業者との一次下請を禁止することといたしました。

さらに、（3）余裕のある契約工期の設定といたしまして、施工時期の平準化を推進するため、受注者が工事着手日を選択できる工事着手日選択工事を拡充し、受注者の裁量がより大きくなる工期設定を実施することといたしました。

2ページに移りまして、2の未来につなぐ建設産業を目指しましてについてであります。

建設企業の適正な評価といたしましては、近年、県内を襲った台風や大雪災害時に地元企業が対応した経緯を踏まえ、（1）防災活動の出動実績評価の拡大では、総合評価落札方式や格付におきまして、県の要請により実施した大雪時の除雪や倒木処理などの困難な防災活動を評価するとともに、（2）ボランティア活動につきましても、評価対象に防災活動を追加することといたしました。

次に、3の地域の活性化や雇用の促進を目指しましてについてであります。

企業の立場に立った執行といたしまして、（1）受注者からの設計変更に関する相談や苦情を受ける窓口の出納局検査企画課への設置や、公共工事の品質確保の観点から、（2）最低制限価格等の算定率の引上げなどに取り組んでおります。

3ページに移りまして、4の企業の負担軽減等についてであります。

（1）CPD、いわゆる継続学習の評価基準の見直しでは、企業や技術者の時間的な負担等を軽減するため、CPDの取得単位数を引き下げることといたしました。

また、（2）低入札となった場合の辞退制度を新たに設けることといたしました。

4ページに移りまして、最後に、5の県内企業の活用推進についてであります。

県内企業優先発注及び県内産資材の優先使用のための実施指針に基づき、引き続き、県内企業への優先発注や県内産資材調達の推進に積極的に取り組んでまいります。

なお、今回の改正につきましては、格付の見直しなど一部を除き、5月1日から運用いたしております。

入札・契約制度の運用に当たりましては、建設産業の担い手の確保・育成に加えまして、地域経済の活性化や地域の雇用確保などに配慮しながら、今後とも検証を加え、不断の見直しに努めてまいりたいと考えております。

2点目は平成27年度における県内建設業者の県工事の入札参加・受注状況についてでございます。

県発注の全工事の受注額の集計がまとまりましたので、資料（その2）のとおり、上位50社までを記載いたしまして、お手元にお配りしております。

報告事項は、以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

島田委員長

これより質疑に入ります。

質疑をどうぞ。

達田委員

今回、予算に出ております住まいの強靱化支援事業についてお伺いをいたします。

今回、シェルター型の耐震ということで、50戸予定だったのを100戸に増やしましょうということで予算化をされております。これまで住まいの耐震化というのは非常に大事だということで、私どもも議会、委員会等で取り上げてまいりましたが、特に熊本等の地震を見ましても、本当に耐震化をしておかないと大変なことになるなということをもざまざと見たような感じがいたします。

そこでお尋ねいたしますけれども、平成27年度最終的に実績が安全・安心リフォーム、それから耐震改修等合わせましてどれだけできたのか。そして、これが平成16年度から事業が始まって以来、今までに全部でどれだけになっているのかお尋ねいたします。

椎野建築指導室長

住まいの耐震化、住宅の耐震化につきまして実績の御質問を頂いております。

これまで平成16年度から事業を実施しておりますけれども、耐震診断につきましては、まず平成27年度の実績でございますけれども、平成27年度耐震診断が1,027件でございます。それから、耐震改修支援事業、これは本格的な耐震改修でございますけれども、これについては90戸でございます。それから、住まいの安全・安心なリフォーム支援事業、これにつきましては124戸でございます。平成27年度の事業としては以上でございます。

平成16年度からの実績でございますけれども、耐震診断の支援事業につきましては1万5,953戸、それから本格的な耐震改修、耐震改修支援事業につきましては1,122戸。それから、住まいの安心・安全なリフォーム支援事業につきましては582戸でございます。

達田委員

今回、高齢者の方などがひとり住まいとか高齢者だけとか、そういう方も多いですので、シェルター型の耐震を進めていくというのは、非常にいいことだと思うんです。補助率も5分の4で、80万円ということでされておりますね。これはどんどん進めていくべきだと思うんです。

一つは、これを進めるために、どう工夫して、しなければいけないとだけ思っている

ようにするのが鍵だと思います。

それともう一つは、何人かが住んでいるというおうちもありますので、1部屋だけしておいても、子供が生き埋めになったとかでは困ります。本格耐震改修というのもどんどん進めていく必要があると思うんですけれども、これは3月8日に防災対策特別委員会でも取り上げたんですが、高知県の場合は年間1,000件近くやれるようになったということなんですけど、徳島の場合もどんどん進めていく必要があります。あと5年しかないんですけれども、耐震化率100%という目標があるわけですから、その目標に向かってどんどんと爆発的に進めていくと。それが必要になると思うんですけれども、その点についてどういうふうに進めていくのかおたずねをしたいと思います。

椎野建築指導室長

耐震シェルターでございますけれども、耐震シェルターにつきましては、特に古い住宅に高齢者の方が多いということで、高齢者世帯の場合に、補助率を上げて、補助額も80万円までという形で今年度推進していこうということで、今年度の当初予算を組んでいただいたところでございます。

4月14日に熊本地震が起こりまして、住宅の倒壊の状況を見ますと、そういった高齢者の方だけでなく、一般の方もやはり耐震シェルターという形で命だけは守っていただくということが非常に重要ではないかということで、今回、6月の補正予算で、今年、始まったばかりの事業ではございますけれども、高齢者世帯向けということから一般世帯の方、全ての方を対象にしてということにさせていただくということで提案させていただいているところです。

また、高齢者の方が旧耐震の住宅に住まわれているということで、昭和56年5月までの住宅を対象にしておりますけれども、これもほかの耐震改修事業等に合わせまして、平成12年5月以前までの住宅ということで、要件を緩和したところでございます。これによりまして、恐らく申請していただく方も増えてくるんじゃないかということで、予算のほうも50戸から100戸に倍増するという形で提案させていただいたところでございます。

この耐震シェルターにつきましては、これまでも啓発、あるいは広報に努めてまいったところですが、やはり実物を見るということが啓発に一番効果があるんじゃないかということでございまして、今年度の事業といたしまして、そういう耐震シェルターの実物を置く情報発信拠点というのを整備しようということで、当初予算を認めていただいているところでございます。

去る5月23日から、沖洲の方の建材会社のショールームにおいて実物を設置させていただいております。そのショールームでいつでも実物を御覧いただけるという形にいたしまして、このシェルターの広報、啓発、促進に努めていくという形で考えております。

それから、耐震シェルターで命だけは守るという形のものでございますけれども、それ以外のいわゆる本格的な耐震改修、これもやっぱり進めていかなきゃいけないだろうということでお話しいただいておりますけれども、これも当然進めていくべきものでございまして、これらについては、これまでも耐震改修促進税制によりまして、所得税の控除でありますとか固定資産税の軽減、こういった形で、徳島からの提言によりまして制度が実現

しておるわけでございますけれども、それに加えて、市町村の御協力も頂いて上乗せの補助という形で住宅の所有者の方の負担軽減に努めているところでございます。

それ以外にも、耐震改修が進まないという理由の一つに、やはり手続きがちょっと煩わしいとか引っ越し等の煩わしさ、そういったことが原因になっているということもございますので、まず申請のほうで、診断から改修工事までワンストップで申請できる支援パック制度もつくっておりますし、今年度からは、工事費全体を用意するというのはなかなか大変でございますので、補助金を直接業者のほうに支払う委任払い制度というものをつくっております。これによりまして所有者の方もその差額の分の負担分を用意していただくだけでよいという形にいたしまして、負担の軽減を図っておるところでございます。

それ以外にも、いろんな耐震相談会でありますとか、それからやはり耐震診断員の方と、業者の方というのとのつながりが今までできてなかったわけでございますけれども、耐震診断員の方と施工業者の方とのマッチングをサポートすることによりまして、診断から工事のほうにつなげていくと。そういった形のいろんなソフト面でのサポートも強化いたしまして、住宅耐震化について更に進めていきたいというように考えてございます。

達田委員

シェルターは非常に大事な取組だと思いますので、どんどんとにかく進むようにしていただきたいと思います。

大事な問題ですので、また今後とも引き続き取り上げて要望もしていきたいと思います。安全・安心な住まいができるように、是非、取組をお願いして終わります。

島田委員長

ほかに質疑はありませんか。

（なしと言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で、県土整備部関係の調査を終わります。

次に、当委員会の県外視察についてでございますが、ただいまの予定といたしましては、8月3日から8月5日までの3日間の日程で、視察したいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

なお、当委員会として調査すべきテーマや視察箇所等がございましたら、早めに正副委員長まで御提案いただけたらと思いますので、よろしくお願ひいたします。

これをもって、県土整備委員会を閉会いたします。（13時34分）